

令和5年度 第9回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による

2. 日 時 令和5年12月7日 午後1時30分

3. 場 所 農業研修センター「ろくじ館」

4. 議 題 議案第31号 農地法第3条許可申請書審議について

議案第32号 農地法第5条許可申請書審議について

議案第33号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）

5. そ の 他

6. 出席委員

農業委員

1 番 境 栄一郎

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

4 番 松本 茂

5 番 伊豆野 誠

6 番 五嶋 靖

7 番 岡本 篤幸

8 番 平井 豪

9 番 草場竜一郎

10 番 本田 廣正

11 番 中村 幸信

12 番 河嶋 隆雄

13 番 緒方 寛二

14 番 中村 節美

農地利用最適化推進委員

西村 盛一

田上 安幸

外村 和彦

坂本 導成

松野 文男

上村 敦之

7. 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

西村 孝生

松永 博文

井芹 康雄

伊佐 浩二

8. 議事録署名人

2 番 長野 和代

3 番 清住 昇

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 河原 俊典、川端 勵志、小山 美伸

会 議

1. 開 会

事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、総会を始めたいと思います。

まずは総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は13名です。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和5年度第9回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長あいさつ

事務局長 まず、会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。早いもので、今年も今日を入れて24日ですかね。あっという間の1年じゃなかったかと思います。今年1年をちょっと振り返ってみますと、私たち農業者にとっては、台風の襲来もなく、そして、大雨という大雨もなく、農業者、あるいは農政に携わる行政の私たちにとっては穏やかな1年ではなかったかと、このように思っております。

しかし、物価高騰等によりまして農家には本当に厳しい風が吹いているんじゃないかと思います。来年の通常国会へ上程する法案の内容等々についても、今、農林水産省のほうでいろいろ検討されているようでありますが、私たちに直接関係があるのは、特に農地法とか農振法があるんですが、これも全国的な土地の開発等々によりまして農地が減っているということで、転用等については、今よりずっと厳格にしないといけないと、こういう内容で自民党内で、与党内で議論されていたわけではありますが、どうも情報によると協議が整わず、来年の通常国会では、その案件については見送ると、こういう形で情報を得ているところです。

ほか、いろいろ情報もいろいろ出てきますけど、常に農業新聞等々に詳しく載りますので、皆さん方もこれらをぜひ収集していただけたらと思います。

本日は、3条、5条、それに基盤強化法の案件を用意されておりますので、皆さん方、今年最後の農業委員会でありますので、忌憚のない意見をお願いしながら、

簡単ではありますが、冒頭に当たりましての御挨拶といたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、2 番委員の長野和代委員と 3 番委員の清住昇委員をお願いをいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第 4 条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは早速、議案審議に入ります。

議案第31号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題とします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局長 それでは、1 ページをお願いいたします。

議案第31号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和5年12月7日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、早速審議に入りたいと思います。2 ページをお願いします。

番号1番について審議したいと思います。

3 番委員の清住委員から説明をお願いします。

○ 3 番 3 番委員の清住です。では、説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは説明いたします。3 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらです。こちらに白旗小学校がございまして、県道宇土甲佐線沿いを走っていきますと、JA上益城白旗本所があります。今回の申請地は、白旗支所から南へ約40メートル、白旗字辺場に2筆あります。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、3 番委員の清住委員から、農地の耕作賃借権設定(5年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○ 3 番 3 番委員の清住です。今回の申請は利用権設定に伴う3条での借換えのための申請です。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題ないか説明します。お手元のラミネート資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当しません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は180日程度あり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。先月の11月28日に、会長、中村節美委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。申請されている農地は、大字白旗に2筆あります。また、申請地には、米の栽培を計画されています。

周辺の営農に支障を来すおそれはないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま13番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、3番委員の清住委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

どうぞ。

○1番 氏名のことで質問しますが、これ、名前のほうの呼び名はこの場では出さないほうがいいんですね。はい、分かりました。読み方がちょっと分からんもんだから。読み方がですね。

会 長 彼は私と同期生ですから。中学生の頃。

○1番 どういう関係ですか。この譲渡人と譲受人の関係。

会 長 同じ集落におられた。親戚じゃありません。

そのほかに何か御意見はございませんか。

それでは、ほかにはないようでございますので、採決を行います。

許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。では、説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。
事務局 それでは説明いたします。4 ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

 こちらに国道443号線が通っておりまして、御船町方面に行きますと、こちらに株式会社西邦電気さんがございます。今回の申請地は西邦電気さんより南西へ約190メートルの糸田字梶原に1筆ございます。

 場所の説明は以上です。

会 長 続きまして、13番委員の緒方委員から農地の耕作賃借権設定(2年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。今回の申請は、利用権設定に伴う3条での借換えのための申請です。

 それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明します。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

 ①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

 ②については、該当しません。

 ③については、該当しません。

 ④については、本人の従事日数は150日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

 ⑤については、該当しません。

 ⑥については、問題ないと思われます。

 以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村節美委員から説明をお願いします。

○14番 14番委員の中村です。先月の11月28日に、会長、緒方寛二委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

 申請されている農地は大字糸田にある農地1筆です。

 申請地にはニラの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 それでは、ただいま14番委員の中村委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

 これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

 田上委員。

推進委員 地図を御覧になると分かるばってんが、1枚の田んぼが759平米。これをこがん分

けてあるわけですね。糸田の方。

会 長 事務局でもいいですよ。

事務局 事務局より説明いたします。

こちら申請地が今回759平米なんですけど、この申請地の隣の農地が、もともと今回借手である方のお父様名義の農地がございまして、そこでニラの栽培をされていたようです。現地確認の写真でも、そこにボーリング、水やりをするボーリングの穴が掘ってありまして、隣の農地だったので、水のやりが便利がいいということで、今回の申請になっています。

推進委員 確かに。ありがとうございます。

事務局長 よかですか。この辺り、糸田辺りが圃場整備してあるのが大正の時代なんですよ。ですので、区画がこの辺については1反ないぐらいの区画がばって続いていたとか。真ん中のほうだったら3反くらいになっとったりとかバラバラで、今ちょっと糸田、塔ノ木から下糸田まで全部を基盤整備するような計画があつてますので。ですので、大正時代ですのでちょっと区画が。この辺は特に狭いというところです。

推進委員 その質問でした。すいません。今後どうされるかなということも併せて質問しときたいと思います。ありがとうございました。

会 長 田上委員、よろしいですね。

推進委員 はい。

会 長 ほかに何か御意見はございませんか。

○5番 賃借の年数が2年で、またすぐ更新せないかんけど、もうちょっと長くされてよかったのかなと思ってですね。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 事務局からお答えいたします。

ここを申請された際、なぜ2年なんですかということでもまずお伺いしたんですけども、借手の方が親の介護があたりだったりとか、自分の体力が、65歳なんですけど、年齢的にもきつくなっているということで、2年だったらできるということで、今回、2年での申請になっています。

○5番 分かりました。

会 長 伊豆野委員、よろしいですね。

○5番 はい、大丈夫です。

会 長 ほかに何かございませんか。

境委員、どうぞ。

○1番 本件とはちょっと違うんですけど、糸田関連で。今、広報「こうさ」のほうで、道路上に木が覆いかぶさったら切ってくださいというお知らせが載っていたんですけど、糸田なんか特に、堰のところは木とか何か道のほうに。あれはどういう。

伐採とか何かは。

事務局長 道路にかかっている木ということですか。

○1番 そうです。糸田堰のところのですね。

事務局長 糸田堰のところになると、基本的にあそこは県道になるので、その管理に関しては県のほうの関係に。

○1番 じゃあ、町はもう全然。

事務局長 はい。その木の伐採はですね。

○1番 この前、船津で農地が非農地化されて、道路にやっぱ木が覆い茂って道にかかっている場合がある。農地の場合は農業委員会が、もし道にかかっている場合は何か関係するわけ。

事務局長 いや、農業委員さんは特には関係しないと思います。

○1番 ただ、見た人が区長なり、何なりから。

事務局長 そうですね。基本的に道のほうに木とかそういうのがかかってきとったら、その地権者の方が基本的には切るということで、仮にそれ以外で町で切るようなケースもたまにあるんですけど、そのときも地権者の方の同意が必要になります。ただ、そういう通行の邪魔になるところがあったら、情報提供として教えてくださいというのは、多分、建設課のほうで出ているんだと思いますが、あとは、そこは向こうでどういうふうにするのか考えられる。

○1番 じゃあ、もう、農地の場合でも、農業委員会はそれに関係することは。

事務局長 それはないと思います。

会 長 よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

それでは、ほかにはないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2番については原案どおり許可することに決定をいたします。

続きまして、番号3番について審議したいと思います。

5番委員の伊豆野委員から説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。では、説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 それでは、申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 それでは、説明いたします。5ページに地図を添付しておりますが、前のスクリ

ーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに甲佐高校がございまして、高校前の信号を渡りますと、こちらに清村歯科がございます。ここを通り抜けまして、大町集落に行きますと、突き当たり、左へ約60メートル進みますと、角のほうに今回の申請地の農地が1筆ございます。今回の譲受人の御自宅がこちらにございまして、その裏手にもう1筆、同じ大町集落に合計2筆ございます。

場所の説明は以上です。

会 長 それでは続きまして、5番委員の伊豆野委員から農地の所有権移転（有償）について農地法上問題がないか説明をお願いします。

○5番 5番委員の伊豆野です。今回の申請は申請人が相手方に農地の売買について相談され、了承を得られたので申請となりました。

それでは、申請された内容を農地法に照らし問題がないか説明いたします。お手元のラミネートの資料の「権利取得が農家の場合」を御覧ください。

①については、取得後において全ての農地を効率的に利用されると思われます。

②については、該当いたしません。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については、該当しません。

⑥については、問題ないと思います。

以上、終わります。

会 長 現地調査を行っております。13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。先月、11月28日に、会長、中村委員、事務局と一緒に現地を調査しました。

申請されている農地は、大字大町にある農地2筆です。申請地には野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 それでは、ただいま13番委員の緒方委員から現地調査の報告、また、5番委員の伊豆野委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 この譲受人の耕作面積が1,300ということで、300日農業に従事されるということですが、どうしても、どういう感じで300日従事されているんですか。

会 長 事務局、ちょっといいですかね、そのところ。

事務局 事務局から説明いたします。

特に1日の就農日数に対しまして、何時から何時までとか、何時間で1日という換算ではなくて、農地に行かれて農作業されると1日という考え方ですので、御自宅から2筆とも近い農地ではありますので、その点は毎日のように行かれているのではないかと思います。

以上です。

事務局 譲受人の方のお兄様と一緒に農業されていらっしゃるの、お兄様の手伝いとかされているということです。

会 長 ほかには何か御意見ございませんか。

それでは、なければ採決に入ります。許可することに賛成する方は挙手願います。
(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については原案どおり許可することに決定をいたします。

3条を終わりますして、続きまして、議案第32号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 それでは、6ページをお願いいたします。

議案第32号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和5年12月7日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、7ページをお願いします。

議案第32号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1番について審議したいと思います。

それでは、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは番号1番について説明いたします。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・転用の目的・契約の種類・転用の理由を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 説明を申し上げます。地図につきましては、お手元の資料8ページに添付しておりますけれども、前のスクリーンのほうで御説明申し上げたいと思います。

下から上に国道443号線がこのように通っております。左に糸田の集落、右に早川の集落、そして、国道から早川集落のほうに入っていくまして、突き当たり早川の公民館がこちらにございます。申請地は赤く示しております場所で、早川公民館

から北へ約160メートルほどの場所に位置しております。

場所につきましては以上でございます。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、13番委員の緒方委員から説明をお願いします。

○13番 13番委員の緒方です。それでは説明します。

今回の申請は、譲受人が譲渡人から農地を有償で譲り受け、資材置場にするために転用申請をするものです。転用申請に係る可否の判断として、申請された内容を農地法に照らし問題がないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の「転用申請にかかる可否の判断」を御覧ください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

農地の状況としては、農地の広がり10ヘクタール以上あるため、第1種農地に該当します。

②については、第1種農地の転用は原則許可できませんが、第1種農地の例外規定である既存施設の拡張に該当するため、例外的に転用は可能だと思います。

③については、資金計画書、通帳の写しも添付されているため、事業の実現性について問題はありません。

④については、敷均し程度の造成とされているため、周囲の営農に支障を及ぼすおそれはないと思われます。

⑤については、問題ないと思われます。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っております。14番委員の中村節美委員から説明をお願いします。

○14番 先月の11月28日に、会長、緒方委員、事務局で現地調査を行いました。

申請地は大字早川字城ノ下にある農地1筆で、第1種農地に該当しますが、例外規定の既存施設の拡張に該当するため、転用は可能だと思います。

会 長 ただいま14番委員の中村節美委員から現地調査の報告、また、13番委員の緒方委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項第1号のロに該当するものの、例外規定に該当するため転用は可能と判断するとの説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

伊豆野委員、どうぞ。

○5番 ちょっとスライドをまた戻してもらっていいですか。人が立っていらっしやるころの右奥ぐらいに資材とか置いてるみたいなんですけど、その隣の家が既存してるんですか。

事務局 そうです。住宅兼事務所で、今、その敷地内にリフォーム用の材料だったり、リ

フォーム後の処理する前の材料が今置かれていると。拡大に伴って、こちらの敷地、置く場所等が狭くなったので、隣を購入して、資材置場にして利用するという理由です。

○5番 分かりました。ありがとうございます。

会 長 ほかに何か。

境委員、どうぞ。

○1番 譲受人の住所が山都町になっているんですけど、ここの事務所はまた別の名前で登録してあるの。

会 長 事務局どうぞ。

事務局 今、所有は申請人の名前なんですが、住居としては未完成の状態です。もうやがて完成するということで、完成し次第、転入届、住所変更をされるというふうに聞いております。

会 長 よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

推進委員 すいません、ちょっとよかですか。

会 長 はい、どうぞ。

推進委員 今、それば造つとに、その住居を買わしたっですか。今、住んどらっさんとでしよう。

事務局 もともと更地でして、こちらのほうで事業をやられているので、今、申請人の住所からこちらに転居されると。現在、事業所としては既存施設を利用されていて、お住まいの住所だけがまだ変わってないということです。

推進委員 新しく建てらしたわけですね、家ば。

事務局長 そうです。

会 長 よろしいですか。

推進委員 すいません、あんまり分かんけん。事業所のあってされるのか、これはだけん、言うなら、こちらに来てさすけん、その家建てて。説明が「既存の」って言うけんおかしゅうなるわけ。聞いとつと。だけん、こっちで事業しなはるけん、来なはるけんというところなら話は分かるばってん、既存って言うもんだけん。

会 長 言い回しがですね。

推進委員 うんうん。

事務局長 今建つてるところはもともと宅地です。宅地を買われて、言いなるごて、事業ばするけん、事務所兼の住宅ば建てらしたと。まだそこには住んどらっさんばってんが、やがて転入さすというごたあ形。

事務局 住所だけがまだです。事業の機械とか車とかはこの建物の奥のほうにはもう置い

てありますので、事業所としては既に動いております。

推進委員
会 長

分かりました。

分かりました。

そのほかに何か御意見ありませんか。

それでは、ほかにはないようです。

採決を行います。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1につきましては、当農業委員会としましては許可相当の意見をつけて県のほうへ送付をしまいたします。

それでは、続きまして、議案第33号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長

それでは、9ページをお願いいたします。

議案第33号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について諮問。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和5年12月7日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次の10ページをお願いいたします。

甲農第1559号、令和5年11月24日、甲佐町農業委員会会長、岡本篤幸様。甲佐町長、甲斐高士。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により農用地利用集積計画を定めたいので、同法附則第5条第1項の規定により諮問します。

次の11ページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和5年度第9回です。まずは総括表で説明いたします。

賃借権の再設定について、3年の田が3筆の4,132平米、6年の田が5筆の5,946平米、10年の田が6筆の6,936平米、10年の畑が3筆の3,541平米となります。

賃借権の新規については、3年の田が1筆の492平米、6年の田が1筆の2,003平米、10年の田が7筆の5,382平米となります。

使用貸借権の再設定についてはございません。

使用貸借権の新規について、6年の田が1筆の1,418平米となります。

このため、利用権設定の合計は、田が24筆の2万6,309平米、畑が3筆の3,541平米となります。

その他、所有権移転について、田が4筆の5,917平米となります。

委員の皆様には審議いただきますのは新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、12ページをお願いします。

議案第33号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について審議いたします。

番号1番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。15ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐町から御船町方面に国道443号線が通っておりまして、糸田集落に向かいますと、糸田集落内に植木阿蘇神社がございます。今回の申請地は、こちらの神社の裏手に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号1番の相手方は人・農地プランで位置付けられた地域の担い手で、主に、米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地にはニラの作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 先ほど局長より、基盤整備が糸田で始まるということですね。貸付年数10年期間中にあると思いますが、そういう場合、こういう貸付けと借手との関係はどうなるんですか。

事務局長 まず、糸田の圃場整備についてがいつぐらいにできるのかというのがまだはっきり分かりません。今いろいろ、土地での相続の状況であったり、そういうところでやっておりますので、早くて8年、9年ぐらいからして、10年、11年ぐらいから恐らく着手できれば……

○1番 それは令和ですか。

事務局長 令和。そのぐらいだと思います。その権利関係につきましては、結局、そのの

地権者とか耕作者あたりの同意も全部取りますので、その工事期間中はもちろんそこでの耕作というのはできなくなります。塔ノ木から下糸田まで五十何町ありますので、そこは多分、区分してすると思いますけれども、そこで面の整備が終わって、新しい区画になって、その後に今度、そこでの権利の張り付けがありますよね。その後について、この権利関係というのはそのままいけるというような形になるというような感じ……

○1番 じゃあ、新規でまた始まる形に。

事務局長 そうです。これがそのまま継続で持っていく、地番が一緒だから一緒ですね。継続で、この契約が終了するまでは、その耕作賃借権の設定については、効力はずっとあるということです。

会 長 よろしいですか。そのほかに御意見ございませんか。
伊豆野委員。

○5番 最低10年より先ぐらいに基盤整備に入ってくることだけん、まあ大丈夫と思うんですけども、多分、ニラだけん、ハウスか何か建てられるでしょうけん、それはまた解くというのは御存じで借りられているでしょうね。

事務局長 そこは全部、糸田での説明会とかいうのをしてますので、ハウスについてはもちろん。ただ、この区域自体がその区域に入るかどうかというのはちょっとクエスチョンですけども、実際、ハウスとかの場合だと、移設とか撤去とか、またお金もかかりますし、あと、糸田の場合は果樹とかもたまにあるんですよ、植えてあるところが。そこについて、今度、抜開したりとかするの個人負担になりますので、そこについて難しいところであれば、圃場整備の区域は除外するという。それも今から。

○5番 一旦、不換地になるということですね。

事務局長 不換地というか、除外になりますので、そこについても今から詰めていく作業になりますので、今の段階ではまだ何とも言えない。

○5番 分かりました。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。16ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

今回の申請地は、こちら、赤色の部分です。こちらに日和瀬橋が通っておりまして、寒野集落方面に進みますと、こちらに東寒野公民館がございます。今回の申請地の東寒野の1筆は、公民館の向かいに1筆。そこから北東へ約340メートルのところに、西寒野字大祇に2筆、隣接しております。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号2番の相手方は認定農業者で、主に、加工用米の作付をされています。今回の申請地には加工用米の作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 寒野関係でちょっとお話を聞きたいんですけど、これ、33号議案が終わったその
地で、事務局長よりバイオマス発電について一通り説明していただけたらなと。

事務局長 バイオマスの……

○1番 発電所か何かできたんでしょう。

○5番 ああ、でも、こことは全然違うですよ。中央の方にヒューム管あるじゃないですか。あっちのほうに。

○1番 じゃあ、甲佐町はあんまり関係しとらんとですか。

事務局長 バイオマスが農業委員会と何の関係があるのかがよく分からない。

○1番 要は農業で、廃棄物とか余熱とかあれば、そこでまた農業再生ができとかなあというふうに。

事務局長 会長、ちょっと休憩してもらっていいですか。

会 長 暫時休憩します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時25分

会 長 元に戻りますけど、ほかに何か御意見ございませんか。

伊豆野委員。

○5番 もともと木村のあられさん芝原の方の土地とか結構借りておられたと思うんですけど、結構距離ありますよね。なかなか、農機具とかどうやって持ってこられるのか、別のところの農業用の小屋があるのか知りたかったんですけど、教えていただければ。

会 長 事務局、何かその件聞いてますか。農業機械なんかをあっちから持ってくるのか、

それとも、レッカー車で運ぶとか、何かそういう。

事務局 特には聞いてないですけど、当然自走は無理でしょうから、運搬車両を使って。機械は持っていらっしゃいますので、運んでこられると。

○5番 いや、いいです、持ってあるんだったらいいです。僕もこの後、そこにつくってもらいたいような案件があったので。

会 長 そのほかに何かございませんか。

ほかには質問ないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは続きまして、番号3番について審議したいと思います。

案件の相手方(譲受人)は12番委員の河嶋委員ですので、農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があります。この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(河嶋委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。17ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに龍野小学校がございまして、龍野小学校から緑川団地方面に進みますと、突き当たり信号手前、右手側に、山口土建さんの隣に今回の申請地が1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号3番の相手方は認定農業者で、主に、米、麦、WC Sの作付をされています。今回の申請地には米、麦、WC Sの作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問はないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号3番については原案のとおり承認をいたします。

河嶋委員の入室を認めます。

(河嶋委員入室)

会 長 それでは続きまして、番号4番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。18ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

今回の申請地は赤色の部分です。こちらにネットヨタさん、こちらに大福物流さんがございまして、県道嘉島甲佐線通っていきますと、今回の申請地はこちら、大福物流さんから北へ約390メートルの字吉田第一に1筆ございます。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号4番の相手方は認定農業者で、主に、米、麦、大豆、野菜の作付をされていきます。今回の申請地には米、麦、大豆の作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。
伊豆野委員。

○5番 地図で見ると物すごく。3反1枚の長さで多分3,000ぐらいだから、多分切ってるんですね、もう。隣で自分で使われてるから。

会 長 事務局。
事務局 説明します。そうですね、畦倒しをされています。

○5番 分かりました。ありがとうございます。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

原案のとおり決定することに賛成の方に挙手をお願いしましたので、賛成と認めます。番号4番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号5番について審議したいと思います。

この案件の相手方は2番委員の長野和代委員の親族です。参与の制限に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(長野委員退出)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

み上げ)

続きます、申請地の位置の説明をいたします。19ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに田口橋、こちらに森川健康堂がございまして、今回の申請地は、森川健康堂から北西へ約1.5キロメートルの府領字上川原に1筆あります。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号5番の相手方は認定農業者で、主に、米、麦、大豆、野菜の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されておりまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明があったところです。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

境委員、どうぞ。

○1番 前の地図を。あそこが府領って私初めて知ったんですけど、田口と府領の境ってどこですか。

○10番 私が説明します。地図を見てください。真っすぐ道路が走ってますよね、和田内から。曲がりがありますね。そこから下が府領です、単純に言ったら。

会 長 何ページの地図。

○10番 19ページかな。19ページで、和田内の集落がありますよね。それからずっと行って、ぐっと曲がってますよね、直線道路が。直線道路の曲がる1枚手前からが府領です。2枚手前かな。その代わり、曲がってる辺りは砂利を取ってあります。

事務局 カーソルで探ります。ここからこちらが府領と。

○10番 曲がってるところの2筆和田内寄りから府領です。

○1番 じゃあ、もうぎりぎり府領に入ってるっていう感じ。

○10番 はい。今度のところは府領です。

○1番 境に近いという感じですね。

○10番 そうです、そうです。

会 長 境委員、よろしいですか。

○1番 はい。

会 長 そのほかに何か御意見ございませんか。

ほかには質問ないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号5番については原案のとおり承認をいたします。

長野委員の入室を認めます。

(長野委員入室)

会 長 それでは続きまして、番号6番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。20ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらに甲佐高校がございまして、甲佐町役場から甲佐高校方面に進みますと、こちらにJAのガソリンスタンドがございまして。その裏手を通っていきますと、JAのガソリンスタンドから東へ約140メートルのところに今回の申請地がございまして。

次に、相手方の状況について説明いたします。

番号6番の相手方は人・農地プランで位置づけられた地域の担い手で、主に、米の作付をされています。今回の申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

○12番 この田んぼに用水はどちらから入ってくるんですか。
用水。

会 長 伊豆野委員、分かったら。

○5番 ちょっと地図のほうに戻ってもらっていいですか。地図の山手のほうの道沿いに湯田の川が通ってるんですね。

○12番 新井手のほうですか、谷川ですか。

○5番 谷川です。新井手は上のほうを通っているんですけど。そこから両方なんですけれど。

○12番 どちらかと思ったので。

会 長 河嶋委員よろしいですか。

○12番 はい。

会 長 ほかに何かございませんか。

伊豆野委員。

○5番 僕、内容をある程度知ってるんであれなんですけど、一応聞いていいですか。持ち主の方が上にすんであると思うんですけど、たしか独り暮らしですよ。持分が3分の1と3分の2で分けてあるのは、もしだまされて売買契約とか立てられないために一応持分を分けてあるんですけど、息子さんと。息子さんか何かだと思っ

ですけど、若いから。

会 長 事務局分かりますか。

事務局 相続登記上でしか確認ができないので申し訳ないんですけど、持分が多い方のほうが相続される分が多いというところで、今回2分の1を超えてらっしゃるので、片方の方でも大丈夫なんですけど、以前から契約されてた分で。

○5番 持ち分の話で結局この上の方は痴呆が出てきているという話で、しかも一人で住まわれていて、で、持分を分けて、で、上のお母様かな、この方がもしだまされて売買の契約を結ばれたときに売りに出されないように分けてあるんですよねという確認。

事務局 失礼いたしました。その経緯のところは正直分らないんですけど、相続上、持分が多い方のほうが受け取られる。その方で対応可能ということです。

会 長 伊豆野委員、よろしいですか。

○5番 はい。

会 長 ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号6番については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、13ページをお願いします。

番号7番について審議したいと思います。この案件は、熊本県農業公社を通しての貸借です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明をいたします。21ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

こちらにネットヨタさん、こちらに大福物流さんがございまして、県道嘉島甲佐線を走っていきますと、大福物流さんから北西へ約450メートルのところに2筆隣接しております。

続きまして、相手方の状況について説明いたします。

相手方は御船町の認定農業者で、主に、米、麦、野菜を作付されています。申請地には米の作付を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員。

○12番 この貸付けのあれで、本人持分が1,851平米、に対し1,774平米で、70平米はどこにあるんですか。どうせなら一括して貸せば本人も助かったろうけど。

会 長 事務局、そこらあたりは分かりますか。

○3番 畑になつとう。

○12番 畑ですか。ほんのちょっとで、一畝もないからですね。

会 長 河嶋委員、それでよか。

伊豆野委員。

○5番 さっきと同じなんですけど、長細いやつが6畝ですかね、あるんですけど、これ、隣から本当は借りられてるんですか。

事務局 事務局から説明いたします。

こちら、お墓の方になります。こちらの農地とこちらの農地は、もう別の方が作業をされて契約が入っております。

○5番 別の人。この方じゃなくて。

事務局 この方ではなくて。貸し借りが入っています。

○5番 分かりました。ありがとうございます。

会 長 よろしいですか。

○5番 はい、大丈夫です。

会 長 そのほかに何かございませんか。

境委員、どうぞ。

○1番 御船のほうが増見鶴近辺がいろんな形で開発されてるんですけど、今後も吉田地区がああいう感じで、いろんな工場など建物が建つ可能性はある方向なんですか。

事務局長 ちょっと休憩取ってもらって。

会 長 はい。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時48分

会 長 それでは、元に戻ります。

今、課長が言ったとおり、発言については十分注意をしながら発言していただきたいと思います。

それでは、ほかに何か御意見ございませんか。

ほかにはないようでございます。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号7番については原案のとおり承認をいたします。

それでは続きまして、14ページをお願いいたします。

番号 8 番について審議したいと思います。この案件は、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化促進法に基づく農地の売買で、熊本県農業公社が所有者の方から買い上げた農地を担い手に売り渡す案件です。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 (申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明をいたします。22ページに地図を添付しておりますが、前のスクリーンで説明いたします。

申請地は赤色の部分です。こちらに緑川パーキングエリアがございまして、今回の申請地は、ここから北東へ約135メートルのところに4筆ございます。

最後に、相手方の状況について説明いたします。

相手方は認定農業者で、主に、WC Sの作付をされています。申請地にはWC Sの作付を計画されておまして、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から、番号 8 番について説明がありました。

それでは、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

河嶋委員。

○ 1 2 番 この案件は、一応4筆になっていますけれども、字図を見ると7筆あるように見えるんですけど。

事務局 事務局からお答えいたします。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 失礼いたしました。8月定例会で公社の買い入れの審議をした際は7筆だったんですが、その後、10月に合筆をされまして、ゲラ版の2番のところがそれぞれくっついた状態になっておまして、4筆になりました。

会 長 河嶋委員、よろしいですか。

○ 1 2 番 はい。

会 長 そのほかには何か御意見ございませんか。

ほかには質問もないようです。

それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号 8 番については原案のとおり承認をいたします。

それでは、本日用意をいたしました議題はこれで全て終了いたしましたので、事務局のほうへバトンタッチいたします。

事務局長 それでは会長、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、第9回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

2 番

3 番